

観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）

令和5年2月17日 観観振第206号
一部改正 令和6年3月14日 観観振第174号

目次

第1編 共通事項（第1条－第4条）

第2編 国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業（第5条－第26条）

第3編 世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業（第27条）

第1編 共通事項

（通則）

第1条 観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾートの形成を促進する取組、インバウンドに対応した観光地域づくり法人（以下「DMO」という。）の体制整備を促進する取組に要する経費の一部を国が補助することにより、訪日外国人旅行者の地方への誘客促進及び消費拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「観光振興事業費補助金」とは、前条の目的を達成するため、次号に掲げる事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が補助する補助金をいう。
- 二 「補助対象事業」とは、次のイ及びロに掲げる事業に応じ、当該イ及びロに定める事業等をいう。
 - イ 国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業（国際競争力の高いスノーリゾート形成計画に位置づけられた取組に関する事業等）
 - ロ 世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業（DMOの体制整備に関する事業等）
- 三 「補助対象事業者」とは、観光振興事業費補助金の交付を受けて補助対象事業を実施する者をいう。

（交付の対象等）

第4条 国土交通大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として国土交通大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。ただし、別紙1「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者については、本補助金の交付対象としない。

2 この補助金の補助対象事業者、補助対象経費及び補助率は、国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業においては別紙2、世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業においては

別紙３に定めるものとする。

第２編 国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

（交付の申請）

第５条 この補助金は、審査結果等を踏まえ採択した民間事業者等（以下「民間事業者等」という。）に対し、国土交通大臣がその申請に基づいて交付する。

- ２ 民間事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第１による交付申請書及び関係書類を国土交通大臣に提出しなければならない。
- ３ 民間事業者等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び通知）

第６条 国土交通大臣は、前条第１項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付申請者に補助金の交付決定を行い、様式第２による交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

- ２ 前条第１項の規定による申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、３０日とする。
- ３ 国土交通大臣は、前条第３項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- ４ 国土交通大臣は、第１項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第７条 補助対象事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１０日以内に様式第３による交付申請取下届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（補助対象事業の経理等）

第８条 補助対象事業者は、補助対象事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- ２ 補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、国土交通大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（交付決定の変更等の申請）

第９条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第４による交付決定変更申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の１０％以内の流用増減を除く。
- 二 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - （ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - （イ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 三 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

（交付決定の変更及び通知）

第１０条 国土交通大臣は、前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第５による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

- ２ 国土交通大臣は、前項の変更に際して、必要に応じ、交付の決定の内容を変更し、又は条件を付

することができる。

(契約等)

- 第11条 補助対象事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 補助対象事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助対象事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 4 補助対象事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助対象事業の運営上、当該事業者でなければ補助対象事業の遂行が困難又は不適当である場合は、国土交通大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 5 国土交通大臣は、補助対象事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助対象事業者は国土交通大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 6 前5項までの規定は、補助対象事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助対象事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第12条 補助対象事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を国土交通大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 国土交通大臣が第15条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助対象事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助対象事業者が国土交通大臣に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、国土交通大臣は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助対象事業者から債権を譲り受けた者が国土交通大臣に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- 一 国土交通大臣は、補助対象事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 国土交通大臣は、補助対象事業者による債権譲渡後も、補助対象事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助対象事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助対象事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、国土交通大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、国土交通大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(状況報告)

第13条 国土交通大臣は、補助対象事業の遂行及び収支の状況について、必要があると認められるときは、補助対象事業者に対し、速やかに様式第6による遂行状況報告書を求め、調査することができる。

（実績報告）

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7による実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、国土交通大臣は期限について猶予することができる。

4 補助対象事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第10条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第8による確定通知書により補助対象事業者に通知する。

2 国土交通大臣は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第16条 補助金は第15条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9による支払請求書又は様式第10による概算払請求書を国土交通省大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、様式第11による報告書により速やかに国土交通大臣に報告しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第15条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付決定の取消し等）

第18条 国土交通大臣は、第9条第3号の補助対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 補助対象事業者が、法令、本要綱又は本要綱に基づく国土交通大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 補助対象事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

三 補助対象事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合

四 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 五 間接補助事業者が、法令に違反又は間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
- 2 国土交通大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 国土交通大臣は、第1項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せ命ずるものとする。
 - 4 第2項の期限は、補助金の交付決定の取消しの通知の日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（財産の管理等）

- 第19条 補助対象事業者は、補助対象経費（補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助対象事業者は、取得財産等について、様式第12による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
 - 3 補助対象事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第14条第1項に定める実績報告書に様式第13による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
 - 4 国土交通大臣は、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

- 第20条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき国土交通大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、国土交通大臣が別に定める期間とする。
 - 3 補助対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14による承認申請書を国土交通大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（情報管理及び秘密保持）

- 第21条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち間接補助事業者その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は補助対象事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

- 第22条 補助対象事業者は、別紙1に記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

- 第23条 補助対象事業者は、間接補助事業者等に補助金を交付するときは、第6条から第10条まで及び第12条から前条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに国土交通大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 補助対象事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第16条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第24条 補助対象事業者は、第5条第2項の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく申請の取下げ、第9条の規定に基づく交付決定の変更等の申請、第12条第2項の規定に基づく届出、第13条の規定に基づく状況報告、第14条第1項の規定に基づく実績報告、第16条第2項の規定に基づく支払請求、第17条第1項の規定に基づく消費税仕入控除額の確定に伴う報告又は第20条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき国土交通大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第25条 国土交通大臣は、前条の規定により行われた申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（指導監督等）

第26条 国土交通大臣は、この要綱に基づく事業を行う者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、補助対象事業の適切な実施のために必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言又は援助を行うことができる。

第3編 世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業

（準用）

第27条 第5条から第26条までの規定は、世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業について準用する。

附 則

- 1 この交付要綱は、令和5年度予算から施行する。
- 2 観光振興事業費補助金（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業）交付要綱（令和2年4月7日観観振第12号）及び観光振興事業費補助金（世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）交付要綱（令和元年8月2日 観観振第56号）は廃止する。
- 3 前項により廃止された交付要綱に基づき、令和4年度までの予算により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則（一部改正 令和6年3月14日 観観振第174号）

- 1 この改正は、令和6年度予算から施行する。
- 2 改正前の交付要綱に基づき令和5年度までの予算により実施した事業については、なお従前の例による。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付を申請するに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業		
補助対象事業者	補助対象経費	補助率
民間事業者	(1) 間接補助事業に要する経費 国際競争力の高いスノーリゾート形成計画に位置づけられた以下の取組に要する経費の一部を助成する事業に要する経費 イ スノーコンテンツやアフタースキー・グリーンシーズンのコンテンツ造成 ロ 受入環境の整備（多言語対応、Wi-Fi 整備、キャッシュレス対応、スキーヤー向け設備の整備、公衆トイレの洋式化、D X 対応等） ハ 外国人対応可能なインストラクターの確保 ニ 二次交通の確保（スキー場間の周遊のためのバス運行等の実証実験） ホ 情報発信（プロモーション資材の作成等） ヘ スキー場インフラの整備（索道施設の撤去・新設、搬器の更新（機能向上分に限る。）、スノーエスカレーターの導入、高機能な降雪機の導入、I C ゲートシステムの導入及びレストハウス等の改修・撤去）	(1) 間接補助事業に要する経費 1 / 2 以内
民間事業者	(2) 事務経費 イ 人件費 ロ 旅費 ハ 会議費 ニ 謝金 ホ 外部有識者派遣経費 ヘ 外注費 ト 補助人件費 チ その他諸経費（通信・連絡費、印刷製本費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの）	(2) 事務経費 (1) の間接補助事業に要する経費として交付される額の 10% を上限（消費税が発生する場合は別途対象となる。）とする。ただし、第 10 条に基づき補助金の額を減額する変更決定がなされる場合には、補助金が減額される前の交付決定における (1) の間接補助事業に要する経費として交付される額の 10% を上限（消費税が発生する場合は別途対象となる。）とする。

* 留意事項

- (1) 補助対象経費（1）間接補助事業に要する経費について、中上級スキーヤー向けの取組は、特に欧米豪等からの誘客に取り組んでいると認められる地域の取組を優先的に支援する。
- (2) 索道施設の新設については、高付加価値化に資するものに限る。
- (3) 補助金を受ける際の会計は、他の会計とは別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。
- (4) 事務経費は、所要額の積み上げによるものとする。
- (5) 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領等に定める。

世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業		
補助対象事業者	補助対象経費	補助率
登録DMO（観光庁の観光地域づくり法人登録制度において登録された観光地域づくり法人）・地方公共団体※ ※地方公共団体がハに係る取組をDMOと共同して実施する場合のみ支援対象とする。	(1) 間接補助事業に要する経費 DMOの体制整備のために行う以下の取組に要する経費の一部を助成する事業に要する経費 イ 専門的知見や外国人目線を有する外部専門人材の登用 以下の事項に掲げる専門的知見や外国人目線を有する外部人材の登用に要する経費。 ①インバウンドに関するデータ分析とそれに基づく誘客/観光消費誘客戦略の策定 ②外国人旅行者に選好される魅力的なコンテンツの開発・強化 ③外国人旅行者が快適かつ安全に周遊・滞在できる受入環境の整備 ④国外向けの戦略的な情報発信・プロモーション ロ 中核人材の確保及び育成 DMO内における中核人材の確保及び育成に資する以下に掲げる経費 ①採用活動 ②他のDMOとの人材交流 ③先進的な海外観光地域への視察 ④研修・セミナー等の受講 ハ 安定的な財源の確保に向けた取組 安定的な財源の確保に資する以下に掲げる経費 ①安定的な財源の確保のための計画の策定 ②宿泊税、入湯税、入域料等の地方税、受益者分担金・負担金等の導入に向けた合意形成に資する勉強会、シンポジウム等の開催	(1) 間接補助事業に要する経費 イ 定額上限 1,500 万円 (ただし、同一の外部専門人材を継続して登用する場合には3箇年度を限度とし、最終年度の経費については、1,000 万円を上限とする。) ロ 定額 上限 500 万円 ハ 定額 ①上限 500 万円 ②上限 200 万円
民間事業者	(2) 事務経費 イ 人件費 ロ 旅費 ハ 会議費 ニ 謝金 ホ 外注費 ヘ 管理委託費 ト その他諸経費（通信・連絡費、印刷製本費、その他事業を行うために必要と認められるもの）	(2) 事務経費 (1)の間接補助事業に要する経費として交付される額の10%を上限（消費税が発生する場合は別途対象となる。）とする。ただし、第27条で準用する第10条に基づき補助金の額を減額する変更決定がなされる場合には、補助金が減額される前の交付決定におけるイ、ロ及びハの間

		接補助事業に要する経費として交付される額の10%を上限（消費税が発生する場合は別途対象となる。）とする。
--	--	--

*** 留意事項**

- (1) 補助対象事業については、DMOの体制整備に寄与するものでなければならないものとする。
- (2) 補助対象事業者が支出する経費についてのみ補助対象経費とする。
- (3) 補助金を受ける際の会計は、他の会計とは別に区分経理を行うものとし、補助対象経費は、当該事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類により金額等が確認できる支出のみを対象とする。
- (4) 外部専門人材の登用については、単なる人材不足を補う、専門性を有しない事務員等の雇用に要する経費については補助対象外とする。
- (5) 安定的な財源の確保に向けた取組の宿泊税、入湯税、入域料等の地方税、受益者分担金・負担金等の導入に向けた合意形成に資する勉強会、シンポジウム等の開催については、以下に掲げる内容を全て満たす場合のみを対象とする。
 - ・ 地方公共団体等に取り組む意欲があり、合意形成の素地となる検討に着手していること。
 - ・ 合意形成に向けた具体的な工程が検討されていること。
- (6) 事務経費は、所要額の積み上げによるものとする。
- (7) 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領等に定める。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（ ）
交付申請書

令和 年度観光振興事業費補助金について、観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）（令和5年2月17日付け観観振第206号）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう別紙関係書類を添えて申請します。

記

1. 観光振興事業費補助金の着手及び完了予定日
交付決定日～令和 年 月 日

2. 補助対象経費
_____ 円

3. 補助金申請額
_____ 円

4. 別紙関係書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度観光振興事業費補助金（ ）
交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった令和 年度観光振興事業費補助金については、観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）（令和5年2月 17日付け観観振第206号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費 金 円

補助金の額 金 円

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）に定めるところに従わなければならない。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（ ）
交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業を、下記の理由につき、取り下げたいので観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）（令和5年2月17日付け観観振第206号）第7条の規定に基づき、届出します。

記

1. 取下理由

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（ ）
交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の内容を下記のとおり変更したいので、観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）（令和5年2月17日付け観観振第206号）第9条の規定に基づき、申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の補助対象事業に要する補助対象経費（変更前と変更後を示すこと）
4. その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度観光振興事業費補助金（ ）
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって変更申請のあった標記補助金については、観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）（令和5年2月17日付け観観振第206号）第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更することを決定したので通知します。

記

1. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

2. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）に定めるところに従わなければならない。

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（ ）
補助対象事業遂行状況報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の実施状況について、観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）（令和5年2月17日付け観観振第206号）第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1. 補助対象事業の遂行状況
- 2. 補助対象経費の区分別収支概要

第 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（ ）
補助対象事業完了実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定（変更）通知のありました標記補助対象事業の完了実績について、観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）（令和5年2月17日付け観観振第206号）第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1. 補助対象事業者名
- 2. 補助対象事業の完了年月日
令和 年 月 日
- 3. 補助金額

円

	(1)間接補助事業に要する経費	(2)事務経費
補助対象経費	円	円
交付決定額	円	円
実施額	円	円
補助金額	円	円

- 4. 別紙関係書類
 - (1) 補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類
 - (2) 補助対象経費の実績額を明らかにした書類
 - (3) 補助対象経費の支払いを証明する書類
 - (4) その他参考となる書類

第 号
令和 年 月 日

補助対象事業者 殿

国 土 交 通 大 臣

令和 年度観光振興事業費補助金（ ）
額の確定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって実績報告のあった令和 年度観光振興事業費補助金については、観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）（令和5年2月17日付け観観振第206号）第15条第1項の規定により、以下のとおり確定したので、通知します。

記

補 助 対 象 経 費 金 円

補 助 金 の 額 金 円

住所 名称	代表者名

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の額の確定通知のありました標記補助金について、観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）（令和5年 2月17日付け観観振第206号）第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

1. 補助金額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住所	(千 ー)
	フリガナ	
	氏名	
5. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 (その他 :)	
6. 預金種別	普通預金	当座預金
7. 口座番号		

- (1) 上記4. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- (2) 上記5. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：○○農業協同組合）を記入すること。
- (3) 上記6. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
- (4) 上記7. の口座番号は、右詰めで記入すること。

担 当 者 (会 社 ・ 部 署 名) :
(氏 名) :
(連 絡 先) :

第 号
令和 年 月 日

官署支出官
国土交通省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
代表者名

令和 年度観光振興事業費補助金（ ）
概算払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって補助金の交付決定（変更）通知のありました標記補助金について、観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）（令和5年2月17日付け観観振第206号）第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

1. 補助金額	金	円
2. 概算払受領済額	金	円
3. 今回請求額	金	円
4. 残額	金	円
5. 受取人 （口座名義）	フリガナ	
	住所	（〒 — ）
	フリガナ	
	氏名	
6. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 そ の 他 （その他： ） 支店	
7. 預金種別	普通預金	当座預金
8. 口座番号		

（注）

- （1）上記5. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。
- （2）上記6. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。なお、その他の場合にあっては、金融機関名（例：〇〇農業協同組合）を記入すること。
- （3）上記7. は、普通預金・当座預金のいずれかに○を付けること。
- （4）上記8. の口座番号は、右詰めで記入すること。

本件責任者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

担 当 者（会社・部署名）：
（ 氏 名 ）：
（ 連 絡 先 ）：

令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代 表 者

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）（令和5年2月 17日付け観観振第206号）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（交付要綱第15条第1項による額の確定額）

円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税
及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4. 補助金返還相当額（3.－2.）

円

取得財產等管理台帳

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考
			円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第20条第2項に定める期間を記載すること。

取得財産等管理明細表（令和 年度）

財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	備考
			円	円				

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第1号から3号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本交付要綱第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、（ア）不動産、（イ）船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、（ウ）（ア）（イ）に掲げるものの従物、（エ）車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、（オ）無形資産、（カ）開発研究用資産、（キ）その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第20条第2項に定める期間を記載すること。

第
令和 年 月 日
号

国土交通大臣 殿

住 所
名 称
代表者名観光振興事業費補助金（
補助対象経費財産処分等承認申請書

観光振興事業費補助金により令和 年度に取得した財産について、下記のとおり処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしたいので、観光振興事業費補助金交付要綱（国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業・世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業）（令和5年2月17日付け観観振第206号）第20条第3項の規定により申請します。

記

1. 補助対象事業の名称

2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしようとする財産等

財産等の 種類	財産等の名称	数量	取得価格（単位：円）		取得年月日
			単価	金額	

3. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及びその方法